平成 30 年第 5 回名取市教育委員会定例会会議録

- 1 会議の年月日平成30年5月30日(水)
- 2 会議の場所市役所6階東側会議室
- 3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄 教育長職務代行委員 武田 堆雄 教育委員 相原 芳市 教育委員 浅野 かおる 教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者 なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長、大友教育部次長兼庶務課長、大友理事兼学校教育課長 森生涯学習課長、渡辺文化・スポーツ課長 齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、髙橋庶務課主幹兼庶務係長

- 6 議事日程
 - 日程第1 前回会議録の承認
 - 日程第2 会議録署名委員の指名
 - 日程第3 教育長報告
 - (1) 一般事務報告
 - (2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

- (1) 平成 29 年度名取市一般会計補正予算(第 11 号)(教育費)に対する意見について
- (2) 名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- (3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について
- (4) 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について
- (5) 名取市社会教育委員の人事について

日程第5 議事

議案第22号 名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第23号 名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第24号 財産の取得(新図書館什器類備品)についてに対する意見について

議案第25号 財産の取得(UHF帯ICタグ機器)についてに対する意見について

議案第26号 平成30年度名取市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に対する意見 について

議案第27号 名取市学校給食運営審議会委員の人事について

議案第28号 名取市図書館協議会委員の人事について

7 開会時刻

午後2時45分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成30年第5回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1、「前回会議録の承認について」ですが、前回 4 月 23 日開催の第 4 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第2、本日の会議録署名委員に、武田委員並びに相原委員を指名いたします。 よろしくお願いします。

次に、日程第3、「教育長報告(1)一般事務報告」について、教育部長より報告をお願い します。

相澤教育部長

それでは、資料は3ページと4ページになりますが、私からは、特にありませんので、後は、各課からの報告となります。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

1点説明いたします。

3ページ 19番と 4ページ 38番です。当日、総会に参加された委員の方々は、ご承知かとは思いますが、前教育委員の佐々木靖子さんが、5月15日に開催されました「宮城県市町村教育委員会協議会定期総会」におきまして、全国市町村教育委員会連合会功労者表彰を受けております。また、5月25日に開催されました「仙台管内教育委員会協議会総会」におきまして、感謝状を授与されましたので、あらためて、この場でご報告させていただきます。庶務課からは以上となります。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

学校教育課からは、3点お話しいたします。

1点目は、3ページ18番と4ページ37番、「仙台教育事務所長等の学校訪問」です。2日間に渡って実施をし、学校経営、今後の人事構想等について協議をいたしました。

2点目は、3ページ20番と4ページ34番、「指導主事訪問」についてです。那智が丘小学校、愛島小学校で、仙台教育事務所指導主事による訪問指導を受けました。教員が協働して授業づくりに取り組むことによる授業改善への指導、全体会の中でいじめ問題に関するワークショップ型の話し合いを実施し、研修を深めました。

3点目は、4ページ33番の「生徒指導問題対策委員会」についてです。年間4回の開催を 予定しております。今年度1回目の開催でした。今回は、小中それぞれ1校からの事例を通 して、いじめ全般についての話し合いを行いました。未然防止や早期発見の大切さについて 確認をし、学校全体で組織的に取り組んでいくことの重要性を確認いたしました。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

3点ご報告申し上げます。

1 点目ですが 3 ページ 15 番、「わんぱく交歓研修会にかかる事前打ち合わせ」についてです。今年の上山会場の日程が決まりましたのでご報告させていただきます。上山会場につきましては、7 月 31 日、8 月 1 日と決まりました。名取会場についてでございますが、11 月 17日、18 日に開催予定となりましたのでご報告させていただきます。

2点目、3ページ25番4ページ26番でございます。5月19日に「相互台地区民体育大会」が開催されました。あわせまして、5月20日に「ゆりが丘地区民体育大会」が1日延期しまして開催されました。けが人も無く盛会裏に終了したという報告を受けております。

3 点目 4 ページ 28 番でございます。「平成 30 年度第 1 回名取市社会教育委員の会議」を開

催いたしました。平成30年度社会教育関係の補助金交付団体についての諮問をし、審議をしていただきました。生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

2点ご報告申し上げます

1点目3ページ7番です。5月1日「佐藤忠良氏作「まげたポーズの子」のブロンズ像贈呈式」を名取市文化会館で開催いたしました。関係者23名の方にお集まりをいただき、教育委員の皆様にもご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。なお、このことにつきましては、広報なとりや市のホームページ、文化会館のイベントインフォメーション等にブロンズ像の紹介ということでも掲載し、広く紹介しているところでございます。

2点目3ページ12番、5月8日午後3時から市民体育館において、「第45回東北総合体育大会空手道競技実行委員会の設立総会」が開催されました。主催は、財団法人日本体育協会と各開催自治体でございます。実行委員会の会長として名取市長、副会長には名取市体育協会長と名取市教育委員会教育長、事務局長は文化・スポーツ課長となりますが、空手道競技の開催日は、平成30年8月24日から26日にかけての3日間、名取市民体育館を会場に開催されます。以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事報告の内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認とします。

次に、「(2) 行事予定」について説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は5ページと6ページとなります。

私からは、12番になりますが、6月市議会定例会が6月7日に開会いたします。教育委員会関係の議案につきましては、これからご審議をいただきますが、「平成29年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)」、「名取市公民館条例の一部を改正する条例」、「名取市図書館条例の一部を改正する条例」、「財産の取得(新図書館什器類備品)について」、「財産の取得(UHF帯ICタグ機器)について」、「平成30年度名取市一般会計補正予算(第2号)(教育費)」の6か件でございます。その他、一般質問の通告につきましては、6月1日になって

おります。一般質問の内容につきましては、次回教育委員会定例会でご報告させていただきます。なお、現在のところ、議会日程は未定であります。

次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。あとは、 各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは、特にございません。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

2点お話をいたします。

1点目は5ページ8番、18番、6ページ36番の「市中総体」「市中総体陸上大会」「市中総体水泳大会」についてです。8番の中総体については、2日間にわたって市内各所で開催されます。18番の陸上大会については、角田市陸上競技場において平日の開催、36番の水泳大会については、今年度も岩沼市のグリーンピア岩沼森のプールにおいて、岩沼市中体連との合同での開催となります。

2点目は、6ページ35番、「平成32年度新入試説明会」です。平成32年度から宮城県の高校入試制度が大きく変わります。学校、保護者に対して、県の高校教育課から説明があります。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

1点ご説明申し上げます。

5ページ3番、まず訂正をお願いします。開催時刻が10時ではなく16時でございましたので訂正をお願いします。「生涯学習推進本部会議」を開催いたます。生涯学習推進基本構想に基づく推進体制と新たな生涯学習振興計画の策定体制等について協議をしていただきます。以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

1点報告いたします。

6ページ41番でございますが、6月28日に「平成30年度第1回文化財保護審議会」を開催いたします。委員は10名ですが、1時30分から文化会館会議室で行います。平成30年度の文化財係の事業計画などについて審議会へ図る予定でございます。以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認とします。

次に、日程第4、「専決事務報告」に入ります。

専決事務報告(1)「平成29年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)に対する意見について」を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告(1)「平成29年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)に対する意見について」ですが、本件については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、平成30年3月31日付けで市長から意見を求められたところであり、教育委員会開催のいとまがなかったことから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第4条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分し、「異議がない」旨回答しましたので「同条第2項」の規定により報告するものであります。

予算案の詳細につきましては、資料は、7 ページから 9 ページとなりますが、資料の 9 ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、「増田中学校校舎大規模改造事業」の歳入歳出予算についてでございます。本年、第 2 回教育委員会定例会の「平成 29 年度一般会計補正予算(第 9 号)(教育費)」の中でご説明をし、承認をいただいたものでございますが、平成 30 年度で増田中学校校舎の大規模改造事業につきましては、当初、平成 30 年度当初予算で計上予定でありましたが、国から国庫補助金の前倒しの話があり、これを受けて平成 29 年度予算に計上したものでありますが、平成 29 年度の国庫補助事業の採択が得られなかったことから、今回、歳入の国庫補助金と、歳出の委託料、工事請負費につきまして、減額をするものでございます。

なお、本件につきましては、平成30年度の国庫補助事業におきましても、事業採択は現在 されておらないところでございますが、今後、年度内の追加採択や、次年度の事業の採択に 向けまして、県と連携をいたしまして事業採択に向け対応して参りたいと考えているところ でございます。以上でございます。

瀧澤教育長

只今の内容について、ご質疑等ありませんか。

相原委員

特別な理由はあるのですか。

相澤教育部長

特に事業採択にならなかった理由付けなどは来ておりません。

瀧澤教育長

かなり件数が多くて、その中で認められたのが少ないというお話は聞いておりますが、何とか今年度も粘り強く認めていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

他に、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(1)「平成29年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費) に対する意見について」については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(1)「平成29年度名取市一般会計補正予算(第11号)(教育費)に対する意見について」は、承認といたします。

次に、専決事務報告(2)「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、専決事務報告(2)「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」でございますが、資料は10ページ、そのほか別冊で配布しております専決事務報告資料1ページとなります。

本件につきましては、平成29年4月に「名取市教育委員会等への事務の委任及び補助執行

に関する規則」の一部改正が行われたことに伴い、本規程の第2条の引用条項について「号ずれ」が生じたため、一部改正を行うもので、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、4月26日付けで専決処分し、同日から施行しましたので、

「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、詳細について庶務課より説明をいたさせます。

大友教育部次長兼庶務課長

それでは、名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する内容について説明申し上げます。別冊の専決事務報告書資料1ページの上段、「名取市教育委員会事務決裁規程」の新旧対照表ご覧ください。

先程の部長の説明にもありましたが、第2条第3項の公民館事務長の事務専決の部分で、 引用する「名取市教育委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則」の改正により、第 2条第6号に規定する事務が、第5号となった事によるものとなります。

資料の下段、「名取市教育委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則」をご覧ください。改正後の第2条の教育委員会に委任する1号から5号までの事務項目です。

改正以前は、第1号に名取市立幼稚園保育料及び手数料徴収条例第9条の規定による保育料等の減免に関する事務があり、6号まで項目がありましたが、名取市立幼稚園が廃止となったことから、1号が削除され、他の5項目が繰り上がりとなったものです。

このことから、改正された「名取市教育委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則」 との整合性を図り、名取市教育委員会事務決裁規程の引用条項の「号ずれ」を解消するため、 今回、改正を行うものです。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(2)「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制 定について」については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(2)「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」は、報告どおり承認といたします。

次に、専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」、教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」ですが、資料は11ページから24ページ、そのほか別冊で配布しております専決事務報告資料2ページと3ページになります。

本件につきましては、平成30年4月8日付け及び4月13日付けで、名取市社せきのした 在住の住民の方から、「名取市情報公開条例」第7条第1項の規定に基づき、「平成27·28·29 年度各地区区長会の研修旅行に随行した全公民館の館長·事務長の地区長会ごとの氏名」など 全部で10件の行政文書について開示請求があったものです。

その開示請求の一覧は、専決事務報告資料2ページと3ページにあるとおりですが、今般、 その行政文書について「全部開示、部分開示、不存在」の決定をしたものです。

なお、同条例第8条第1項の規定及び、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則」 第3条第1項第3号の規定に基づき、5月8日付け及び5月14日付けで専決処分し、開示等 の決定をいたしましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、開示請求文書の内容などについて、生涯学習課より説明をいたさせます。

森生涯学習課長

部長から説明がありましたが、別冊の専決事務報告書資料の 2 ページ、3 ページをご覧いただきたいと思います。「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等一覧」ということでまとめております。

1番が名教生発第39号、種別につきましては全部開示、開示請求文書の内容といたしましては、「平成27・28・29年度各地区区長会の研修旅行に随行した公民館の館長・事務長の地区長会ごとの氏名」ということで求められまして、先程申し上げましたとおり、全部開示としました。2番の名教生発40号、部分開示、「平成27・28・29年度全公民館の館長・事務長の各地区区長会の研修旅行に随行した際における随行にかかる出張命令までの一切の書類」、これにつきましては、備考欄に書いておりますけど、先程申し上げました第39号と重複した文書がありまして、個人情報に当たる部分があるということで部分開示としております。以下、こちらに取りまとめておりますけれども、今回、10番までのうち1番から6番までが各地区長会の研修視察と公民館館長・事務長の関わる文書。7番8番につきましては、名取市区長会総会への職員の出席に関する文書。9番10番は、名取市が「名取市教育委員会の事務の委任及び補助執行に関する規則」による地域行政事務の連絡及び各種団体の援助にかかる情報公開の請求がそれぞれあったものについて開示決定等をしたものでございます。

なお、文書開示の種別は開示請求が 10 件のうち全部開示が 2 件、部分開示が 3 件、不存在 が 5 件で開示決定等を行っております。以上でございます。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

相原委員

開示請求の理由は何ですか。

森生涯学習課長

理由については不明です。そして、目的についても分かりません。

武田教育長職務代行委員

住民の方が、何かを目的として開示してほしいという請求に対し、市民だから請求に応じて公開できるものは公開したけど、請求の意図が分からないということなのですね。

森生涯学習課長

全庁的に、情報開示を求めているということは聞いております。

相原委員

市長部局にも同じように出ているということですか。

森生涯学習課長

はい、出されているようです。

瀧澤教育長

他に、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」は、報告どおり承認といたします。

次に、専決事務報告(4)「名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について」、及び、専決事務報告(5)「名取市社会教育委員の人事について」につきましては人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則」第7条の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議については、別途作成)

以上で、専決事務報告に関する秘密会議を終了いたします。

次に日程第5、「議事」に入ります。

議案第 22 号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第22号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」ですが、資料については、28ページから31ページとなります。そのほか別冊で配布しております「議案第22号資料」となります。

本議案は、現在、名取駅前に建設中の複合ビルに、平成30年12月19日に増田公民館が移転するためその位置の変更を、さらに公民館の設定使用料を変更することに伴い、条例の一部を改正することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

以上ですが、生涯学習課から、内容について説明をお願いします。

森生涯学習課長

議案第22号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」説明いたします。第3条の改正ですが、増田公民館の位置を、名取市増田四丁目7番30号に改正する規定であります。

次に、使用料を定める別表の増田公民館の項について、新たに使用料を設定するもので、使用区分を「ホール」「研修室 1」「研修室 2」「研修室 3」「講義室」「和室」「調理室」として、使用時間を、午前、午後、夜間、全日ごとにそれぞれ新料金を定めております。料金の算定に当たっては、平成 27 年 10 月に制定した「使用料・手数料の見直し指針」に基づきまして算出を行っております。

最後に附則ですが、第1項は施行期日で、平成30年12月19日から施行する規定であります。第2項は経過措置で、平成30年12月19日以後の使用に係るものについて適用する規定であります。第3項は準備行為で、公民館の使用許可の手続きについて、施行日前においても行うことができる規定であります。以上が説明となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし

瀧澤教育長

なければ議案第 22 号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」に ついては、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 22 号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

次に、議案第23号「名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について」を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第 23 号「名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について」ですが、資料については、32 ページから 35 ページ、そのほか別冊で配布しております「議案第 23 号資料」となります。

本議案は、前号議案同様、平成30年12月19日に図書館が増田四丁目に移転するため、その位置の変更に伴い条例の一部を改正することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

以上ですが、生涯学習課から、何かあればお願いします。

森生涯学習課長

議案第23号「名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について」の説明をいたします。第3条の改正ですが、図書館の位置を名取市増田四丁目7番30号に改正する規定であります。

附則ですが、この改正条例を、平成30年12月19日から施行する規定であります。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし

瀧澤教育長

なければ議案第 23 号「名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について」に ついては、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 23 号「名取市図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

次に、議案第24号「財産の取得(新図書館什器類備品)についてに対する意見について」を 議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第 24 号「財産の取得(新図書館什器類備品)についてに対する意見について」ですが、 資料については 36 ページから 38 ページ。そのほか、別冊で配布しております「議案第 24 号 資料」となります。

「名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条では、予定価格が2千万円以上の動産の買い入れについては、議会の議決に付さなければならないと規定されておりますが、本件の予定価格は2千万円を超える価格であることから、議会の議決を要する教育財産の取得となるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

本議案の内容ですが、別冊で配布しております「議案第24号資料」の1ページをご覧ください。

新図書館什器類備品の購入につきましては、平成 29·30 年度名取市競争入札参加資格者名 簿に登載されている図書館関連什器類などを取り扱う業者 7 社を指名し、平成 30 年 5 月 10 日に指名競争入札を実施しました。

その結果、最低の入札価格を提示した「株式会社ミヤックス」を落札者として決定し、入

札額 27,380,000 円に消費税等を加えた 29,570,400 円で物品購入仮契約を結んだものであります。

次に、購入の内容、数量、配置場所等ですが、「議案第 24 号資料」の 2 ページから 6 ページをご覧いただきたいと思います。まず、2 ページから 4 ページは「備品等の名称、サイズ、数量、設置場所」の一覧で、備品全部で 55 種類となります。5 ページは新図書館 2 階平面図で備品の配置を表しており、6 ページは 3 階平面図の備品配置を表しております。

詳細については、生涯学習課より説明をいたさせます。

森生涯学習課長

部長の説明のとおり、2ページの備品の一覧表にありますが、1番については「おおきな絵本書架」ということで、2階のおはなしのへやに1台設置します。2番「パントンチェア」については、3階ヤングアダルトコーナーに4台、3番の「キューブスツール」については、2階に12台、3階に8台、合計20台を設置する、というような内容になっておりますので、後はご覧になっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし

瀧澤教育長

なければ議案第 24 号「財産の取得(新図書館什器類備品)についてに対する意見について」については、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 24 号 「財産の取得 (新図書館什器類備品) についてに対する 意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

次に、議案第 25 号「財産の取得(UHF 帯 IC タグ機器)についてに対する意見について」を 議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第 25 号「財産の取得(UHF 帯 IC タグ機器)についてに対する意見について」ですが、 資料については 39 ページから 41 ページ、そのほか別冊で配布しております「議案第 25 号資料」となります。 本議案も前の議案第5号同様、「名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条により、予定価格が2千万円以上の動産の買い入れについては、議会の議決に付さなければならないこととされており、本件の予定価格は2千万円を超える価格であることから、議会の議決を要する教育財産の取得となるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

本議案の内容ですが、議案第25号資料の1ページをご覧ください。

UHF 帯 IC タグ機器の購入につきましては、平成 29·30 年度名取市競争入札参加資格者名簿 に登載されている図書館関連用業務用物品を取り扱う業者 7 社を指名し、平成 30 年 5 月 10 日に指名競争入札を実施しました。

その結果、最低の入札価格を提示した「株式会社ソフエル」を落札者として決定し、入札額 33,000,000 円に消費税等を加えた 35,640,000 円で物品購入仮契約を結んだものであります。

購入の内容等は、「議案第 25 号資料」の 2 ページに、IC タグ関連システムの概要は 3 ページのとおりであります。なお、詳細について生涯学習課より説明がございます。

森生涯学習課長

「議案第 25 号資料」の 2 ページをご覧ください。平成 30 年 12 月 19 日に開館を予定しております新名取市図書館において、書籍・雑誌・視聴覚資料等の管理に IC タグを活用し、利用者の利便性を高めると同時に、図書資料の管理を効率的に行うことを目的としまして購入するものです。

購入する機器ですが、自動貸出機 5 台、自動返却機 1 台、カウンター用リーダーライタ 4 台、予約資料案内機 1 台、RFID 棚管理システム 1 式、蔵書点検用 IC ハンディリーダ 4 台、セキュリティゲート 1 式、を購入するものでございます。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし

瀧澤教育長

なければ議案第 25 号「財産の取得(UHF 帯 IC タグ機器)についてに対する意見について」 については、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 25 号「財産の取得(UHF 帯 IC タグ機器)についてに対する 意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

次に、議案第26号「平成30年度名取市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に対する意見について」を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第26号「平成30年度名取市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に対する意見について」ですが、資料については、42ページから44ページとなります。

本議案は、6月7日から開催される定例市議会に提案予定の教育費の補正予算案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

補正予算案の内容につきましては、44 ページをご覧ください。最初に、10 款 5 項 5 目、文化財保護費の負担金補助及び交付金でございますが、重要文化財洞口家住宅の防災設備、消火栓などの埋設管などでございますが、新たに修繕が必要になったものがございまして、今回 212,000 円の助成金を交付するものであります。

次に、10款6項4目、市民体育館費の需用費修繕料でございますが、市民体育館の屋内消火栓自家発電設備でございますが、設備の老朽化により改修をするために、今回修繕料といたしまして9,000,000円を計上するものであります。内容につきましては以上であります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし

瀧澤教育長

なければ議案第26号「平成30年度名取市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に対する 意見について」については、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第26号「平成30年度名取市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に対する意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

次に、議案第 27 号「名取市学校給食運営審議会委員の人事について」、及び議案第 28 号 「名取市図書館協議会委員の人事について」は、附属機関の委員に係る人事案件であります

ので、	「名取市教育委員会会議規則」	第7	条の規定に基づき、	秘密会議にしたいと思いる	ます。
ご異譲	もありませんか。				

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議については、別途作成)

以上で、秘密会議を終了いたします。

本日の議案は、以上であります。以上で、本日の会議を終了いたします。

午後3時51分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 6 月 22 日

署名委員		
署名委員		